

平成 30 年度

第 22 回総務経済常任委員会会議録

平成 31 年 1 月 23 日

宍 粟 市 議 会

平成30年度第22回総務経済常任委員会会議録

日 時 平成31年1月23日（水曜日）

場 所 宍粟市役所501会議室

開 会 1月23日 午前10時06分

次 第

1. 開会
 2. 委員長挨拶
 3. 協議・審査事項
 - ◆第84回宍粟市議会（臨時会）付託案件審査
（企画総務部）
 - ①第3号議案 土地の取得について
 - ◆第84回宍粟市議会臨時会付託案件討論及び採決
 4. 閉会
-

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	東豊俊
〃	大久保陽一	〃	田中孝幸
〃	西本諭		
議長	実友勉		

出席説明員

（企画総務部）

企画総務部長	坂根雅彦	企画総務部次長	水口浩也
企画総務部次長	砂町隆之	地域創生課長	西嶋義美

事務局

係 長 岸元秀高

(午前10時06分 開会)

○飯田委員長 おはようございます。それでは、先ほど付託されました第3号議案、土地の取得についてを審査したいと思いますのでよろしく願いいたします。

当局のほうから何か。特にないですか。

水口次長。

○水口企画総務部次長 失礼します。それでは本日の委員会資料のほう簡単に御説明のほうさせていただきたいと思います。

まず1ページのほうをお願いいたします。

従前にも御提示させていただいておりましたが、今回購入する土地の所在地あるいは面積、あわせまして取得金額、これにつきましては、提案理由にもありましたように、2者からの購入ということで、東亜林業株式会社様と松本信輔様両方で小分けしたような形で取得金額のほうもさせていただいております。

仮契約につきましては、先般1月16日に取り交わしをさせていただいておりますのでございます。

2ページにつきましては、現地の図面ということでございます。白地で抜いておるところが購入面積ということになるんですが、図面の右下、少し三角地、四角形なんですが、青く示しておところが松本氏個人の用地ということでございます。それ以外のピンクで外枠を囲んでおりますところが東亜林業さんの所有のところということで、途中に2本ほど南北に走っておところが、水路が2本介在しておりますので、それにつきましては水路敷、あるいは市が購入しておるか、取得しておる水路敷というのが走っておるところの図面でございます。

左側に少し逆くの字のように入っておところは、これは旧の里道かと思うんですが、こちらにつきましては所有権を移転しまして、東亜さんのほうがお持ちのところでございます。これにつきましては今回の購入のところに当たるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

あわせもって、先ほど本会議の中で告知書の提出ということでございましたので、お手元のほうに、一枚物でございますが、所有者さんからの物件状況確認、告知書ということで写しを提出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○飯田委員長 一応説明は終わりました。この件につきまして何か御質問、御意見。

津田委員。

○津田委員 済みません、これまず一番最初に今回の土地取得なんですけど、東亜林業さんの前の登記簿ね、以前から登記簿の確認というのはされてるんですか。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 登記簿につきましては現在のものもっておりますし、過去のものにつきましても、取得可能などころでは手元にございます。

以上です。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 これ、東亜林業さんの前は何だったんですか。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 全部というわけではございませんが、個人所有であったりされているのを、水田、田んぼという地目のものを購入されて、宅地化されて、工場のほうに転換されているというところは確認しております。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 これ全部確認しないといけないでしょう。例えば田んぼ以外での、例えばそこで、東亜林業さんの前で問題がなかったのかとか、最低限は、これだけの買い物するんですから、それなりの確認というのは基本的に、普通、土地買うとなったら、それは確認して、それ以前に危ないものがないのかとか、最低限そこは確認しないといけないんじゃないかなと思うのと、あと、契約書、先ほども言われてましたけども、契約書の案なんかも委員会に出てきてしかるべきかと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 こちらのほうの操業自体は大正とか昭和の早い段階からされておまして、確認したところでは、製材業を昭和29年ぐらいから増設されております。こういったあたりから用地確保がされていると確認しております。

また、契約書につきましては、いろいろな内容ございますので、現在のところはこちらのほうの手元では、契約しておるんですが、提出のほうは今のところは考えていないという状況でございます。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 済みません、契約書の、さっき本会議でも出たんですけども、実際例えばこれ土地潰して、安全性が、どういうふうな文言を入れて契約しようとしているのか。瑕疵担保をつけると言われてましたけども、その辺が我々確認できないと、

正直、審議しろと言われても、ちょっと議論にならないんですけども。どういう契約を結ぼうとされているのか、内容的な部分ですよね。先ほど部長のほうから答弁あったんですけども、実際その内容が明確にされていない以上、ここで我々が議論して、これで大丈夫ですよというのはいかがなものかなと考えるんですけども。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 契約の内容につきましては、一定地中埋設物につきましては、今回建物のほうを全部撤去というのが前提でございますので、当然、建物を撤去する、あるいはそちらに入っておる基礎というのは全部掘り起こして撤去していただくというのが条件です。それ以外につきましても、一定の深さまでは確認していただいて、異物といいますか、そういった運営していく上で支障になるようなもの、何か埋まっておるといようなものは除いていただくという条件にしております。

また、土壌汚染のほうにつきましても、部長が申しましたように、瑕疵担保というところがございますので、何かそういったものがあるようでしたら修復するという形での瑕疵担保をつけておるといのが、説明させていただいたようなところでございます。

以上です。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 それ口頭での説明じゃなくてね、きちんとやっぱり我々文書でもらわないと、本当に大丈夫なのかどうか、そこだけちょっと明確にしてもらえないでしょうかね。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 ちょっと委員長と相談させてもらって、審議が進まないという話ですので、どうさせていただこうかなという。

○飯田委員長 基本的に口頭説明だけでは私自身も不十分だと思っておるんです。だから、出せない理由はない以上は出す。それに、公有地の取得条件の中には、議決するときにはそういうものを出すというのが一応のルールになってると思うんで、先ほどから市長が議会で議決されたらということは何遍もおっしゃっておったんですけども、議決してしまえば我々の責任になるんですね、これ。はっきり言って。ということは、そこまで知らずに議決したということは、ちょっと我々自身も無責任なことになると思うんで、やはり津田委員がおっしゃるように、その辺のところはきちっとしていただきたいなと思います。

○坂根企画総務部長 ちょっと時間いただいてということによろしいですか。ちょっ

と休憩をして。

○飯田委員長　それでは暫時休憩します。

午前10時13分休憩

午前10時40分再開

○飯田委員長　委員会を再開します。

書類は提出されましたので、それについての御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

津田委員。

○津田委員　さっき市長の言われた、何かいろいろ口頭で言われたじゃないですか。それは契約書に入ってるんですか。どこに入ってるんですか。

○飯田委員長　水口次長。

○水口企画総務部次長　私のほうが説明させていただいた瑕疵担保のところかと思えます。枚数で言いますと、3枚目になります。本文の16条というところで、瑕疵担保責任ということであっております。本契約においては、次めくっていただきますと、特約条項ということで、本文のほうで一定規定はしておるんですが、それに際してこういうふうに変えていきたいと思いますということを特約条項のほうでうたい直しをさせていただいているようなところでございます。

先ほどの部分につきまして、16条で言っておるんですが、例えば、一番後ろですね、済みません、項番の8、右側のほうになりますが、瑕疵担保の責任ということで、少しその内容の詳細等ということで、撤去等を確認した後に1年以内に限り責任を負うというようなことも上げさせていただいております。

また、左のページに、項番の4のところでございますが、(5)で、土質のほうに関係するんですが、地中埋設物の調査というようなところで、この部分で、解体するということと、敷地内の存するコンクリート等も撤去しますよというようなことをこちらのほうで書いておるようなところでございます。その部分でございます。以上です。

○田中一郎副委員長　飯田委員。

○飯田委員　済みません、確認いたします。先ほどの最終ページの16条の部分、瑕疵担保責任のところですけども、これ1年以内に請求を受けたものに限りということになってるんですけど、現状、市長のお言葉にもありますように、10年をめど、部長に言わせれば、それが7年になるかもしれない、市長に言わせれば15年になるか

もしれないという、いろんな言葉を聞くわけですがけれども、これ1年以内に瑕疵担保責任は消滅、1年を過ぎると消滅するわけですね。ということは、一定そういうことをしようとする場合、その辺のところをきちんと確認するのは1年以内でないとかだめやということになるんですけれども、その辺についてどういうふうにお考えなのかと。

水口次長。

○水口企画総務部次長 瑕疵担保につきましては、今回土地ということでございますので、一定建物とかいうことだと、もう少し長い期間を設定されるんですが、一般的には、土地の場合は売る時点で両者合意しているという条件が一般的なようでございます。ただ、今回の場合、1年という条件を提示させていただいて、その上で売り主さんのほうも1年以内に何かあればそういったところを修復するという対応を入れていただいたところでございます。

以上です。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 僕もこれ、そこを見てて、1年で本当に隠れた瑕疵が、こっちが確認できるんですか。当局側は。実際工事とか入ったときにしかわからないんじゃないかと思ったり、その1年間に例えばどういうふうな、例えばその間に土壌調査しようとか、そういう考えはあるのか、その辺聞かせてもらっていいですか。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 先ほども冒頭のときにも説明したんですが、先ほどの項番の4の5で書いておりますが、埋設物等につきましては、地表から1メートルについて掘削するというようなことも条件つけておりますし、撤去の折に、当然、基礎の部分についてはもっと深いものがありますので、そういったものもしっかりどけるということで対応していただいております。何もない状態のところについては、今申しましたような一般的な表面の調査もさせていただくということで条件づけておりますので、目視できるところについては一定の問題は解決するものと考えております。

また、作業についても、写真等を含める形での調査の検査報告というようなものも義務づけるような形で契約をとっておりますので、そういった部分で確保できると考えております。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 その場合の調査費というのはどっち側が負担するんですか。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 一般的には道路などで道路用地なんか買う場合は、買い主側の負担でということでおこなうようなところがございますが、今回のものについては、ものを撤去するという、更地で買うという条件をしておりますので、そういったところは今回、売り主さんのほうで撤去と一緒にしていただくというようなことをお願いしておるところでございます。

以上です。

○飯田委員長 西本委員。

○西本委員 今の16条の瑕疵担保のところ、工場を撤去して、それから1年ということですか。その撤去の予定はもうあるんですか。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 この契約が本契約となりまして、登記等移転させていただいた折には、速やかに解体撤去を進めていただくということにはしております。その部分につきましても、先ほどの項番の4の(5)の後段にあるんですけれども、当然、半年余りかかるということ、撤去期間をお聞きしておりますので、一定作業目途としまして平成31年12月31日までに完了ということで、この部分に入れさせていただいて、その範囲では、早く済めばそれにこしたことはないんですが、撤去いただくということでさせていただいておるところでございます。そういった撤去の猶予を与えているというところでございます。

○飯田委員長 ほかに。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 先ほどの物件状況確認書の告知書中で、土壌汚染の可能性のところに出てます薬品等のところで、一部塗料等には汚染物質が含まれているかもしれませんが適切に処理をしておりましたので問題ないと考えますと、手元に残っている参考資料で必要なものがあれば提出させていただきますということが書かれております。この分については、資料を提出していただいているんでしょうか。

○田中一郎副委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 使っていらっしゃった薬品の種類とか、そういったものの資料といいますか、どういう取り扱いしましょね、危険度はどうですよというのはいただいております。そういったところをちゃんと確認されて、例えば使用後の処理であるとか、管理の方法とか、そういったものはマニュアルもつくっていらっしゃるようですので、そういった管理をされておると。先ほど言いました、使用後のも

のについては産業廃棄物として処理されているということをお聞きしておるところでございます。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 お聞きしておるといふんじゃなしに、そういう産業廃棄物として処理しておるといふ状況確認はきちんとできておるんでしょうか。これはお互いの信用関係でもあると思うんですけども、やはりそういう部分については、特に役所のする仕事ですので、その辺のところは確認はきちんとしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中一郎副委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 もちろんこういう事業をされる場合には、いろんな検査機関とかも入っていらっしゃるようでございますので、そういったところが職場の環境部分であるとか、そういった処理のところについて現地確認とか検査をされた中で、合格というようなお墨つきをいただいておりますというふうな書類も確認させていただいております。

以上です。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 実際この地盤沈下、軟弱のところ、軟弱地盤かどうかについて不明ですという向こうからの回答が来てますけど、実際この辺は当局としてはどう考えられるんですか。例えば、購入後更地にして、病院の建設予定地に適さないとかいうような形になったら、この辺は事前に確認することは難しいんですかね。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 本会議のほうでも少し答弁をさせていただいたんですけども、基本、一宮の協働センターでも、設計に入る段階で構造計算とかいろいろ構造の、どういうふうに決めていくかというところで、詳細なボーリング調査、そういうのはどの施設においても必要になってくるということでございますので、また、広大な土地でどこに配置するかというところもでございます。その配置場所の地質、そういったものについては、設計段階では十分な調査をする必要があるというふうに思いますし、例えば軟弱でありますと、御家庭で今はお家を建てられるときにも土質調査をされて、土壌改良もされるというのが一般的になっております。そういうのが施主という宍粟市のほうでしっかりやっていないといけないことであるというふうに思っています。

○飯田委員長 ほかに何か。

東委員。

○東委員　じゃあちょっと2点お聞きしたいんですけども、まず1点目は、境界の件ですけども、ここに書かれてあるように、物件状況確認書、告知書に書かれてあるように、境界は確定していますと。いますが、ですね。いますが、全ての境界標が設置されていないと思います、こうなっとんですね。

この地図を、図面を見ると、民家と隣接してますよね。2カ所は。この図面から言うと、民家に隣接したところが2カ所かな、県道のところの郵便局のほうからの上、多分これ家が2軒、下のほう三角みたいなところが、家が2軒と美容室か何かがあると思います。それから、その上のほうは、事務所の上になるのかな。そこはアパートのような、何かそんなのがあったと、私はよくここを通るので記憶してるけども、要は境界が大事なところだと思うんですけどね。ここに書いてあるとおり、境界は確定しています、「が」がついておるけど、いすになつとるけども、全境界に関して筆界未定のところは一切ないということによろしいんかいな。

○飯田委員長　水口次長。

○水口企画総務部次長　御質問の分ですが、おっしゃっていただいたところは県道の南側からのところなんですけど、こちらについては、ちょうど民家と今回購入する敷地の間に里道、水路がそれぞれ入っております。それと進入口、県道に面しておる北側につきましても里道がずっと入っております、ちょっと地図が小さくて申しわけないんですけど、ぐるり全てが里道水路、あるいは県道面と南側の市道に面しているということで、全てが公の所有のものと隣接しておる状態でございます。今回の場合については民家の筆界のところは実はないという状況で、なっておるところで御理解いただけたらと思います。

そして、官民の境界につきましても、一定こちらの用地をもう既に、処分といいますか、売りに出されるということもございまして、その周囲につきましても境界の確定はさせていただいておるところでございます。ここの全ての境界というのは、地内、筆数は11筆ございますので、そういったところの境界については全てができていないところもあるという意味で、周囲の境界については確定ができておるところでございます。

以上です。

○飯田委員長　東委員。

○東委員　了解しました。要は未定がないということだったらそれでいいです。

それから2点目は、この下にある、土地の一番下のほうで、引き渡し後、売り主

の責任と負担において撤去・処分を行いますと、こうなっておるんですけども、これはこの契約書にも書いてあるけどね、平成31年やから今年ですわな。要は年内に撤去を全部しますということになっとなやけども、相当な建物ですよ。相当な費用が要すると思うんやけども、全て撤去するにはね。恐らく2,000万、3,000万ではできないでしょうから、億近いお金が要すると思うんやけども、それは売り主の全て負担ということで再確認しておきたいんですけども、間違いはないですか。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 今回購入に当たりまして協議を進める中で、宍粟市としましては、更地の4万平米を購入させていただきたいという前提でお話をさせていただいております。したがって、底地の評価をさせていただいた、これも当然、建物のない更地としての評価というところで単価提示をさせていただいております。その単価をもってこちらが購入意思を示した中で、その額の中で撤去も含めて売り主さんが処理をするという御理解をいただいた上での金額、合意という方法になっておりますので、そちらの撤去については全て売り主さんが負担をしていただくということで御理解を得ているところでございます。

以上です。

○飯田委員長 大久保委員。

○大久保委員 そしたら、その撤去費用が売り主さんの費用ということでしたら、当然この契約に至る段階で、当局としたらどれぐらいな、正確には出ないんでしょうけども、撤去費用というのは、でも、契約に至る前段として当局のほう、これぐらいな撤去費用がかかるんじゃないかという目算いうんですか、あると思うんですけども、そこら辺はどうなってますか。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 内部で積算、設計とはいきませんが、大方これぐらい要るんじゃないかなというところの積算、さらには、それが工事請負になるとどれぐらいのところまで請け負っていただけるのかなというところの予測といえますか、それは実際にやっておりますが、ただ、それが実際にその額かというのは、非常に撤去については、過去の例からしても非常に安く落ちる場合もあるし、思った以上のときもあるし、非常に中身とか、あとの撤去したものの処理のところでも大きく変わってくる場合がございますので、なかなか的当てみたいには正確には予測ができないというふうには思いますが、その予測をして今回、全額所有権移転したときにお支払いするのではなしに、担保をとっておるといふところでの分割の支払いということ

でございます。

先ほど東委員のほうから言われた、1億というふうなことをおっしゃられたんですが、私どもはそれではおさまらないのかなという予測もしておるところで、具体的な数値については明言なかなかできないという御勘弁願いたいと思います。

○飯田委員長 よろしいですか。ほかに。

西本委員。

○西本委員 告知書のほうなんですけども、10番の浸水等の被害というところで、知らないというところにマークされていて、昭和50年以前に菅野川云々と、氾濫があったということなんですけど、これは、その後対応はされてるんだと思うんですけど、この知らないということと50年前に云々というのはどう理解したらいいんか。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 この物件の告知書につきましては、あくまでも所有者さんが知り得る範囲での通知ということでございます。浸水被害ということで、恐らく昭和50年以前にそういうことがあったという記憶は持たれておるんですが、例えば具体的にここまでつかったよとか、その後こういうふうにしたから被害がなかったとかいうようなところも含めてですが、そういった詳しいところについては資料も何もございませんので、本人があくまでも引き渡しの際にこういうところはこんなことがあったので気をつけてねという、申し送りのようなところでの告知ということで、ついておる書類と聞いております。知らないという部分と以前の記憶というのは少し整合性が欠けるのかもしれませんが、具体的にそういった被害がここで、何年何月にこんなのがあったよということではなくて、記憶の範囲で昭和50年以前に一度敷地内がつかったことがあるよという、そういった申告をいただいておりますので、私どもも（聴取不能）ところでございます。

以上です。

○飯田委員長 西本委員。

○西本委員 それは、当局は歴史をちょっとさかのぼってもらって、ちゃんと調査して、対応がどうできてるかというのは、もう考えてられると思うんですけど、調査をしていただけるということやね。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 こういうことを受けて資料も見てみるんですが、そのことについて具体的にどうだったのかというのは判明をしておりません。ただ、前回、11日の委員会の中ですか、浸水想定区域の関係の御質問がございました。確かにこの

区域はそういう区域ということで指定をされております。それはホームページでごらんいただける状況なんですけど、この後の対策については当然行っていく必要があるというふうに考えています。具体的な部分については詳細を詰める段階で御相談をさせていただくというようなことになってくるのかな、そんなふうに思います。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 先ほども聞いたんですけどね、本来、例えば我々が、一般市民が家を建てる土地を買いますよとなれば、当然更地なんで、地盤調査をされてる土地を買いますよね。買うときに。実際これが本当に、私、瑕疵担保が1年で大丈夫なのかなというのが1点気になるのと、実際買った後、軟弱地盤だったから、地盤改良して、何億もかかりましたということになったときに、これすごい費用になるんじゃないかなとか、その辺がちょっと1点心配な部分があるんですよ。

だから、これで実際あれだけの土地で、それだけの病院の建設いざしようとしたときに、地盤改良だけでも何億もかかりますとなったときに、その辺をどう考えられてるのかなというのがやっぱりちょっと気になる部分なんです。普通に考えたら、今は当然建物が建ってるんで、なかなか難しい部分はあると思うんですけども、この瑕疵担保で本当にいいのかなという部分が、ちょっと1点気になる部分なんですけれどもね。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 先ほど次長のほうが答弁をさせていただいたとおり、一般に民間の中で取引の部分でされている部分以上の部分をどこまで求められるのかという部分もございます。もともとはあるがままでという所有者の御意向であったんですけども、それではなかなか難しいんだろうというところで、特約条項といった形でも協議をさせていただいておるところでございますので、そのあたりの御理解をいただければなど、そんなふうに思っています。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 今は当然、土地の評価額として6億、これが適正価格だということで買うわけじゃないですか。でも、ふたをあけたら、病院建設に適してない土地だということで、地盤改良しないとイケない、じゃあふたをあければ10億超えましたよなんてなってくると、後から知った市民の皆さんは、ちょっとどういうことやねんと、そんなことも確認せんと買ってるんかという話になりかねないんじゃないかなと。だから、それをどういうふうな条件で、どこに落としどころをつけるかというところだと思うんですけども、その辺、今の建物が建っている状態でなかなか難しい部

分はあると思うんですけど、何らかの瑕疵担保をつけるなり、そういうふうなことができないものなのかなと。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 ちょっと僕もよくわからないですけど、一般にお買いになるときに、交渉段階で相手さんの土地をボーリング調査するとかってというのが基本的に行われているのか、僕もちょっと具体的にわからないんですけども、今回は、前回の11日の話にもございましたけども、相手さんの御都合もございませし、我々の都合もある中で、交渉期間というのも限られておるといところの中で、実際には、今もおっしゃっていただいたように、建物が建っておると。さらにはどこに、まだ配置を考えているわけでもございませんで、広大な土地をどうやっていくのかといところについては、なかなか事前にそのことをするだけの条件というのは整っていない。

その中での判断となるわけですが、土地の地歴といいますか、その状況は、以前は農地でしたよと。昭和の戦後に事業を始められて、その間長い期間この土地を使われてきておるといの中で、土壌汚染の件についても、会社のほうで検査をされたデータという部分についてもお見せいただきながら確認をしておるとい、総合的な判断の中で今回の議案として提案をさせていただきました。安全であろうといふふうに思えるデータばかりでございましたので、そういうふうにさせていただきました。ただ、土壌については、今も、津田委員もおっしゃっておるように、建物が建っておる中で、なかなかそのことについては事前に調査をすることができない状況にあるということでもあります。

冒頭申し上げたように、どういう構造でと、どういう建物でといところについては何も、これからの御相談、協議の中、あるいは検討の中で決まっていくことでありまして、その部分については、建てる側、市がしっかりとそのことについては調査をする、当然必要であれば、土壌の改良も当然必要になってくるといふふうに思っております。ただ、現状で調査をして買うといところについては、現実的ではないといふふうに判断をしております。

○飯田委員長 ほかに。

大久保委員。

○大久保委員 この土地売買契約書にありますこの金額は、当然この議案として上がっている金額と同じなんですけれども、ちょうど中比地のあの県道沿いでしたら、通常、路線価で言えば、路線価で評価されていると思うんですが、路線価で1万

8,000円は超すんじゃないか、平米単価1万8,000円超すんじゃないかと思うわけなんです。

路線価で1万8,000円を超した場合、通常、地価公示価格として通常売買されている金額を0.8で割ったときに、2万3,000円とオーバーしてくるんじゃないかというふうに思うわけなんですけども、今回、1万7,100円という売買契約に至る平米単価を出されてるのは、そこで鑑定が入ってそうなったんだとは思いますが、2者鑑定ということで、できるだけ低い金額でというところの考え方でいいんですかね。できるだけ安く買うというところで2者鑑定、通常の売買だったら、路線価から計算して、地価公示価格でもって買い取るところを、2者鑑定入れたというのは、少しでも、大きな土地なんで、安くというところの考え方でいいんですか。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 おっしゃっていただいたように、通常でございますと、分筆して道路用地を買うとかということになりますと、当然、評価を得ていただいて、その単価をもってするわけなんですけど、こういった大きな面積でございますので、一体利用の一筆買いのような形で行っております。

そして、それが今回、議会の議決案件というような部分になってまいりますので、そういった場合においては、庁内のほうにいろんなルールをつくっておるんですが、そういった場合においては2者鑑定をもって低いほうの評価をもって交渉に当たりましょうと、協議を進めましょうというようなものをつくっております。それにつきましては、今回、県の不動産鑑定士協会さんのほうに、協定を結んでおりますので、そちらのほうにお願いしまして、2者の鑑定士さんを依頼したところでございます。2者の不動産鑑定士さんと協議をしまして、現地のほうにも一緒に入らせていただいたところでございます。

そういった中で、今回は近隣の売買事例をもって評価をいただいておりますというところで、前回の予算決算委員会のほうでも御説明させていただいたんですが、両者の判定をいただきまして報告いただいた中で、安いほうの単価のほうの価格をもって所有者さんと協議をさせていただいたというような流れでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 田中委員。

○田中一郎副委員長 私はこの契約書で、契約書というのは抽象的な言葉を使うんですけども、大体含まれていると思うんですけども、ちょっと具体的に、先ほどから出ております土壌の汚染の問題、土地を買ってから何らかの総合病院等の施設をかえ

るときの地籍調査等にふぐあいが出た場合にどうであるかという部分が、よく質疑等が出てくるんですけど、確認だけさせていただいたら、この特約条件の中における中で敷地内の撤去等は12月31日までにしてくださいというんは、これはもう決定しているわけですね。その中において、工事等の過程において不測の事態が発生した場合にいう工事等というのは、撤去の部分だけやなしに、当然土地なんかの掘り起こし等も、掘削もあるだろうで、その中において、今報告されてないような異物等が出てくれば、また違った立ち会いのもと行いますという文面に読み上げてええわけですね。ここの文章は。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 御質問のとおりでございます。現在、撤去するために見えておる部分、基礎を起こすには半年余りかかりますということをお聞きしております。それをもって12月31日としておるんですが、先ほどおっしゃっていただきましたように、例えば掘り起こす中で不測の事態、大きな何か除去をしなければならぬようなものが出たとか、そういった場合には、両者協議する中で、もう少し期間が要るよとか、そういったことも必要になってくる場合がございますので、そこについては、12月31日と言いつつも、きっちりどけていただきたいというのをもちまして、こういう文面を追加させていただいているところでございます。

以上です。

○飯田委員長 田中委員。

○田中一郎副委員長 当然、異物が出てくるというのは、自転車等ではひどい問題にならないんですけど、アスベストとか、そういう医療、第1種、第2種等のものが出てくれば、またそれぞれの専門機関で買い主と売り主と協議をしながら地籍調査等を行って、安全を確認してから進めますという意味でとってええわけですね、ここの文章は。対応を協議するという部分はね。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 おっしゃっていただくとおりで、当然その場合についても売り主のほうの費用負担というようなことも含めて対応していただくと。その場合について、この12月31日というのは少し変更されることがあるということはこちらも了解の上での合議事項と考えております。

以上です。

○飯田委員長 田中委員。

○田中一郎副委員長 そしたら、今度16条の最後になるんですけど、建物解体、撤去

等、買い主が確認した日から1年以内に請求を受けたものに限りその責任を負うというのは、これは売り主が責任を負うという文章と読み取れば、その1年の間に、等々の審査、検査、今出ているようなボーリング等、それから水路の関係、いろんな地域環境、自然環境等の調査等される中で、今の約束と違うふぐあいがあった場合には、また立ち会いの機会をお互いして、協議を行いますという文章で読み上げていっていいわけですね。この1年以内というのはそういう期間の1年と捉えてええわけですね。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 その部分につきましてもおっしゃるとおりで、この解体撤去をしていただいて、一定の検査をこちらのほうもさせていただきます。それで今日付をもって引き渡し完了というようなことを確認させていただいたときを起点としまして、その後当方のほうがいろいろ現地の必要な調査をした場合に、もし何か瑕疵といえますか、水路であるとかの破損が見えるようなことがあれば、その部分については修復対応で売り主のほうで対応いただくというのがこの期間ということでございます。

以上です。

○飯田委員長 田中委員。

○田中一郎副委員長 その辺のところはここに、契約の中に、文章は短いんですけど、たくさんの方が含まれていると思います。そこで1点、私はこれで十分ではないかなと。十分という言葉はあかんのんですけども、そういう部分も含まれた契約書やと私はっております。

ただ一つだけ、いろんな方が検査なり立ち会いされて、当局のほうへ何らかの資料なりデータなりが届いた場合には、売り主さんのほうのプライバシーに関する関係する以外のことであれば、やはり皆さん委員会の方、心配されとんで、土壌がどうやろかとか、医療、生理学的に、保健的、安全面はどうだろかとされとんで、そういう資料がデータの的に、専門機関から入ってきた場合には、随時、また後で回収していただいても結構なんで、提出していただいたら、我々も審査できる部分があるかと思うんで、それだけお願いしておきます。

以上です。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 必ずしも土壌汚染の関係の調査をするというふうに今申し上げているわけではないんですが、いろんな、当然今、次長が申し上げた検査というの

は、完了検査という意味合いも含めてですが、そのあたりで必要な書類については当然、委員会のほうには提出するというのが我々の基本的なスタンスでございますので、資料についても出せる範囲で出していきたいなというふうに思います。

○田中一郎副委員長　それで結構かと思います。

○飯田委員長　津田委員。

○津田委員　ちょっともう一遍確認なんですけど、引き渡しから1年間の瑕疵担保ある間に、当局としては具体的に何をしたいこうと考えられてるのか、そこを。これとこれとこれは絶対確認しようとしているとか、その辺あるんですか。

○飯田委員長　部長。

○坂根企画総務部長　申しわけございません。今のところ具体的な計画を持ってないという部分で、今、土壌の話をすごくしていただいておりますけども、この土地の地歴、どういう形でこうなってきたか、何をそこで操業されていたか、あるいはどういうものを使われていたか、その検査はどんな検査結果が出ているか、それから、働いている方、特に塗装される現場の健康調査というようなことも含めて、データも、検査結果をいただいておりますけども、それ全て何ら問題のないデータをいただいておりますので、基本的には御心配いただいているところの部分は非常に可能性として低いだらうという判断を総合的にさせていただいております。そういうことで、今、津田委員がおっしゃった、1年何をしようかということについては、具体的な部分は現状持ち合わせていないというところでございます。

○飯田委員長　津田委員。

○津田委員　それでしたら、この瑕疵担保も意味が全く、言ったら、1年間瑕疵担保つけてますけども、引き渡しでもらって、そこから何も手をつけずに置いてたら、余り意味ないんじゃないかなと思うんですけども。

○飯田委員長　水口次長。

○水口企画総務部次長　部長が申しましたように、当然、土質調査というところではないんですが、例えば目視できる調査というのは当然我々でも行っていくことはできますし、現地のほうを見ていただいた方は御理解いただけると思うんですが、大きな水路とかも入っておりますので、そういった用排水の保全というのも大事なところになってまいりますので、そういったところについては当然、その後には確認する必要があると考えておりますので、そういったところを含めてのことは可能だと考えております。

○飯田委員長　津田委員。

○津田委員 それって、でも、引き渡し検査のときにもある程度されるじゃないですか。先ほど言われた目視であったりとか。僕らからしたら、1年間の瑕疵担保責任つけてるけども、じゃあ実際にそれ寝かすだけだったら、これって実際どうなんだろうなど。本当にこれ、どういう意味合いでこれをつけてるのか、そこがちょっと余り理解ができないんですけど、何かをしようとされてこれをつけられてるのか、例えばこれが、本当にこの1年が正しいのか、本当にもう少し、実際工事期間に入るまでの部分がいいのか、その辺もちょっと何か、実際これ今の説明ですと、そんなに、引き渡し検査の時にある程度わかるような内容ですし、何か、実際今の流れだと、例えば1年間つけてるけども、実際置いてるだけ、誰も検査も見ませんよ、目視で見るぐらいですよという話であれば、これどうも。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 当然、掘削をして、いろんなものを基礎を含めて撤去していただくということのお話をさせていただいています。水路が走っておるので、そのことについては、完了検査のときに、そのことは目視で一旦は確認できる、私もそういうふうに思います。ただ、大きなもの、底も掘ってしまいますので、後々の影響という部分も考えられるというところも想定をされるので、検査が済んで、それではい終わりというところではなしに、一定の期間を置いてそういうことが異常ないのかどうかというところの確認をするための期間というところで、今回つけさせていただいたというところでございます。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 これちょっと、この1年というのは、これは適切なんですかね。この期間ですね。瑕疵担保責任の年数というのは。これが僕も正直わからないんですよ。1年なのか、例えばこういう買い物をするときに、土地を買うときに、これが適切なのかどうかというのは。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 適切なのかどうかという部分については、我々も明言するということは非常に難しいと思うんですが、この間の、これまでの歴史の中で、これが一般的にされているんだろうというふうに理解をしています。

ただ、例えば建物の場合、民間で建てられる場合とかいうところで、瑕疵担保責任が例えば10年とかというのは、ひょっとすればここがふぐあいがないところがあるんだよというのが少し長くなるというところはお聞きをしておりますけども、土地の売買についてはこれが一般的なんだろうと。適切かどうかというところ

にはお答えになってないですけども、そう考えています。

○飯田委員長 田中委員。

○田中孝幸委員 契約して、所有権変更に30日以内に70%、それから全部潰して確認して、30日以内にあとの30%を支払うということで、具体的に言うと、2月中ぐらいに70%支払うと。この予定であれば、平成31年の12月、今年末に完了予定ですから、来年、平成32年の1月中ぐらいにあとの2億弱の分をお支払いするということによろしいのでしょうか。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 おっしゃるとおりでございますが、契約をもって登記名義がかわりましたら支払いするのが原則でございますが、今回の場合については、建物除却ということをお猶予期間として設けておりますので、特例的に3割程度留保させていただく。お支払いについては先ほどおっしゃっていただいたようなことになるかと考えております。

以上です。

○飯田委員長 ほかに何かありませんか。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 最後に確認しておきたいんですけど、今さらというところになるんですけども、市民の方からの声もいろいろある中で、なぜ今この土地を購入せなあかんのかと。その理由、なぜ今なのかと。言うたら、先ほどおっしゃいました売り主さんの理由もある、買い側の理由もある中でということなんですけれども、その辺の理由について、これもはっきりとこうなんだという説明もしなければいけない状況なのでね。なぜ今なのかという部分をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○田中一郎副委員長 坂根部長。

○坂根企画総務部長 前回の補正予算の段階でも少しお話をさせていただきました。昨年3月の地域医療の基本方針という中で、具体的に初めて総合病院の建てかえという表記をさせていただいた。これは議会のほうにもその経過も含めて御報告を担当部局のほうにさせていただいたというふうに思っております。

非常に病院を取り巻く環境というのが非常に厳しい状況にもある、あるいは、御指摘のある経営の部分についても今後改善していく必要がある、いろんな中を総合して、建てかえというところの部分をお話をさせていただきました。病院の内部では、もう既に、院長を初め先生方も含めた中で議論もスタートもしておりましたし、我々としても、市役所の内部でもその議論のはしりという形でも始めさせていただ

いておりました。

その機会というところに、ああいうまとまった土地、そういったものがどうでしょうというお話があって、これで将来、これから十分に中身を煮詰めていく段階にはあるわけですが、ほかに病院の敷地を一定確保するのがなかなか想定できない中で、今、先行的に買収をさせていただいて、そのことの議論のテーブルの中に入れてさせていただきたいというのが今回のこの一連の流れ、我々の提案をさせていただいた、市長もそういう提案理由の中で申し上げたと思うんですが、そういう形で進めさせていただいた、それが今回のお話を進める大きなものというふうに理解いただけたらと思います。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 ちょっと最後要望なんですけど、可能なのであれば、今の現時点でも、先方さんも土壤も大丈夫だと、当局も大丈夫だと思われてると。であればね、瑕疵担保1年と言わず、例えば病院の建設10年まで、そこぐらいまでちょっと、向こうも言われているのであればね、そこまで、そういう交渉を、もうちょっと延ばす交渉ってできないんですかね。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 今、仮契約をさせていただいている段階でございますので、一定この議決を得れば本契約になるというところで、契約書の中身について今から変更は非常に難しいと思っています。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 今の回答の確認なんですけども、ということは、この議決を得た上での契約書の書きかえは不可能だということではなかったでしょうか。

○田中一郎副委員長 坂根部長。

○坂根企画総務部長 今、既にお示しをしておりますように、もう既に仮契約、これはルールですので、現状は仮契約、議決をもって契約が成立していくわけでございます。それはあくまで契約を前提に取り交わしておりますので、内容についてはこれで合意と。そこは合意をしておるというところでございます。

○飯田委員長 東委員。

○東委員 1点だけちょっと、ちょっと私もこういうことちょっと不得意なんでわからないんですけども、これ、今日もらった土地売買契約書ね、今、部長の話が出て、これをもって議会に諮るということで、この後議決してからどうこうは無理だということだけでも、それはわかるけど、この平成31年1月16日、これはこれでいいの。

ちょっと、まだ議決されてないんですよね。これはこんなもの。ちょっと私も専門じゃないんでわからない、司法書士じゃないんでわからないんだけども、要は全ての人がオーケーと言った時点の契約かなと思いますけども、これはこれでいいの。

○飯田委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 先ほど部長言いましたように、仮契約ということで1月16日に結ばせていただいております。これをもって今回の議案にさせていただいているわけですが、少し条項のほう戻っていただきますと、3枚目のところに第21条がございます。そこに本契約の確定ということで、この契約は仮契約であり、議決をもって本契約を締結するよという趣旨のものでございまして、今回この後の採決によってその結果を確認していただいて、もう一度所有者さんであります方にその確認をいただいて、そうすると本契約になるという手順になっておりますので、仮契約の日と本契約の日ということでこちらのほうにまた再度出てまいりますので、それ以降が本契約という御理解いただけたらと思います。

以上です。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 この手法は今まで議決をいっぱいいただいております工事の契約、これも全部同じ手法でございまして。一旦仮契約を結んで、議決に付すべき案件については議会の議決をもって本契約という、効力が発するということになります。

○東委員 工事契約は今まで委員会で見ただけのことないからね。

○坂根企画総務部長 今まで契約書を出したことがないと思います。

○東委員 それだったら、委員長、理解しました。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 要は、そしたら、これを内容をちょっと変えようと思えば、1回ここは議会だけがとめないといけないということですか。例えばここにちょっと、今の現時点では、これはもう一切交渉できないということなんですか。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 先ほども申しましたように、双方合意をして仮契約をさせていただいております。その内容について議決を求めておると。これは完全なる議案として提出させていただいておりますというところです。

○飯田委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【出席説明員（企画総務部）退室】

○飯田委員長 一応審査は終了いたしました。それでは、3号議案の土地の取得について、自由討議を行いたいと思います。何か御意見。

津田委員。

○津田委員 今回契約書を初めて見させてもらったんですけども、本来、今後できたら、仮契約を結ぶ前に、ある程度こっちへ開示してもらえないのかなと思ってね。そしたらいろんな案が我々も出せるじゃないですか。結局、でも、これだけ見せられて、ここで議決しろと。訂正をとったら、いや、瑕疵なんか、もっと長期間のを結んでおいても、向こうが大丈夫なんだというのであれば、病院建設まで10年とかね、そういう契約のほうが、それでこそ市民の皆さんに安全性が、担保こうやってとってますよと言い切れると思うんですよ。だから、そういうのも考えると、これは本当に1年でこれで本当に大丈夫なのかと言い切れるのかなというのが思うんですけども、皆さんどんな意見をお持ちなのか。

○飯田委員長 東委員。

○東委員 私も瑕疵に関しては過去に随分、もう18年ほど前にちょっと瑕疵の問題で1回ぶつかったことあるんですけども、瑕疵担保の問題ね。これは、そのときに発言したのは、短かったということで発言したことあるんですけど、そんなんで、これはちょっと全然別の問題だったんですけども、宍粟郡のころの話やけども、瑕疵担保って長ければ長いほどいいんですよ、本来はね。

だけど、ここに書いてあるように、告知書の中にあるように、地盤の沈下と、それから土壤汚染に関して、私も最後は知らんけど、恐らく田んぼだったんだろうとか、それから製造業だったと。しかもそれは木工の関係だったということで、土壤の汚染に関してはそんなにないと自分なりにちょっと、あくまでこれは個人ですよ、自分なりにちょっと思ったりして、それから、ただ、地盤の沈下に関しては、ある可能性があるかなという、ちょっとその辺はあるんですけども、さっきの繰り返しになるけど、瑕疵担保の期間というのは、本来なら、私はちょっと5年ぐらいがええかなと思ってたけどね。危険があるないにかかわらずね。かかわらず、5年ぐらいがええんかなと思ったけど、さっき、またちょっと矛盾したことになるけども、多分大丈夫だろうということで、これ1年でもええんじゃないかなという気はします。ちょっと言い方に矛盾しておるけどね。

○西本委員 恐らく時間があるから瑕疵担保のあれがいいというわけではないと思う。集中してそこでぱっと検査なり、そんなことする作業をすれば、別に1年あったらいけるんちゃうんと思う。

- 津田委員　しない言うてたじゃないですか。
- 西本委員　それは余り、相手があることやから、相手が瑕疵担保を執行できる状況にあるかなんかわかれへん、10年たったら。
- 飯田委員長　津田委員。
- 津田委員　いや、僕も今の現時点で大丈夫だと言われてあるのであれば、もうちょっとそこを、当初のやっぱり交渉だと思うんですよ。それ、向こうも大丈夫だ、当局も大丈夫だと思って買うわけですから、この1年の瑕疵担保というのは、この1年だけで本当に大丈夫なのか。でも、さっきの答弁聞いてたら、特に何か、目視で水路だけ見るぐらいですという回答だったじゃないですか。本当にこれで市民の皆さんに、これだけの用地買収して、安全性を担保してますと、議会はそれをちゃんと確認して議決しましたって言い切れるのかなというのが思う部分があるんですけど、皆さんの意見ちょっと聞かせていただきたいなど。
- 飯田委員長　田中一郎委員。
- 田中一郎副委員長　今、仮契約出てきて、してきた時点で、当然この契約についての話やないと思うんです。これからの津田議員の話やと思うんです。一つ言えることは、この契約等に、土地の売買の契約等において、瑕疵担保の期間があるということ、よく言われる議会で討論して、契約書の中に議会としたら瑕疵担保の期間を3年なら3年と置いてくださいということ、やはり議会という言葉を使っていくのであれば、これからは続けていかないとあかんし、契約出てきたから、1年したから瑕疵担保ええんか悪いかいうても、これは水かけ論で、本来ならこの契約には瑕疵担保、それから契約書、それから不履行等の契約が必ず土地の売買には出てくるんで、瑕疵担保契約の期間を何年にしとんやということ、これからは我々のほうから聞いていかないとだめやいう、もう僕は結論にならなしゃあないと思うんやけども、この今1年しとんやつをひっくり返せいうても、これはもう土地売買契約上の流れ無理なんで、これから委員会がじゃあそしたらこの物件については契約を3年にしてほしいんやというような話し合いを前もってしていかないと、僕はこの時点では無理やと思う。
- 飯田委員長　津田委員。
- 津田委員　今回というよりも、今回も非常に大きい買い物ですからね。何らかは伝えていかないといけないと思いますし、正直、この契約書、仮契約書をここに出されて、我々、言うたら議決をしろという話になるじゃないですか。だからもうちょっと、今後に関してはやっぱり事前に、委員会から事前に契約書、結ぶ前に、こう

いう内容でやろうとしているんだとか、そういう意見ちょっと出してもらうようにしていかないと、もう実際今、仮契約結んでいます、今回はこれで議案です、提出してます、これで採決してくれとなったら、いや、これ例えば、これ1年じゃ満足いきませんでしたら、賛成できないじゃないですか。という形になってしまうでしょう。

○飯田委員 実質、こういう公有地を取得する場合には、そういった資料を全て提出しなければならないという規則もあるわけなので、今まではそれがされてなかったと。今まで一度もなかったというお話やったんで、これからは事前にそれを求めていくということは議会としては必要なんじゃないかなと思います。

そして、その中で、納得いく状態での審議して議決という方向に持っていかんとやね、できるだけこういう告知書なり、そういう契約の内容なんかについても、事前に見ていく中での最終議決にいかんと、もうこの時点に来て、あとはもう議決いただくだけなんですから、そこをいらうことはおかしいとか言われたら、何のために仕事しよんかわからんというような意見も出てこようかと思うんですね。それについてはまた、委員会の中でもその辺はちょっと諮っていく必要があると思うんで、またその辺、皆の考えをまたお願いしたいなと思います。

○東委員 それで、委員長のとめでいいと思うんですけどね。さっきちらっと言うたんは、随分昔ね、瑕疵担保の件で大いにもめたことがあったんで、宍粟郡のころにね。私も強力に、今の津田議員じゃないけど、強力に言うたことあるんでね。責任とれまでちょっと言うたことあるんですけどね。ものすごい大会社に対して言うたことあるんですけども、瑕疵担保いうのはものすごい大事なことで、ただ、私もさっき矛盾した言い方したけども、今回土地のことだったんで、しかもちょっとぐらいは知っておる場所なんで、まあええんじゃないかという言い方をしたけども、今後は非常に大事にすべきやなと思います、私は。

以上です。

○飯田委員長 ほかに何か。

西本委員。

○西本委員 確認なんだけど、一般論でね、瑕疵担保というのは、物件とか大きさとかいろんなものによって期間というのはいろいろあるわけ、それとも任意で、両方が話し合いしましょうで決めるわけ。

(「任意で。」の声あり)

○津田委員 ある程度交渉も必要だと思います。

○西本委員 交渉できるんだったら、そういう事前にね。

○東委員 だから、担保を受ける人は、Aさんはできるだけ短くしようとする。Bさんはできるだけ長くしようとする。当然のことです、それは。だから、買い手というか、今回やったら買い手やね。買い手のほうがちゃんとその辺は見越すべきやということ。売り手はできるだけ短いほうがいい。できたらいいほうがいい。

○飯田委員長 では、討論。

津田委員。

○津田委員 私、討論といえますか、さっき話させてもらいましたけど、正直この瑕疵担保の期間が、私自身、もっと市民の皆さんに安全性を担保してますよと言い切れる内容じゃないと思ってますんで、今回はちょっと反対かなと考えます。皆さんいかがでしょう。

○飯田委員長 ないですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 ないようですので、討論を閉じます。

それでは、第3号議案、土地の取得についてについて賛否を問いたいと思います。

3号議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○飯田委員長 賛成多数で可決ということになります。

それでよろしいでしょうか。それでは審査を終了します。

○田中一郎副委員長 御苦労さまでした。終わります。

(午前11時44分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会総務経済常任委員会 委員長 飯 田 吉 則